

令和7年度(2025年度)

一般廃棄物処理実施計画

京都府綴喜郡宇治田原町

策定：令和7年 3月
編集：宇治田原町 建設環境課

目 次

1 一般廃棄物の排出量計画	1
2 一般廃棄物の処理主体	2
【1】ごみ	2
【2】し尿	3
3 処理計画	4
【1】ごみ処理実施計画	4
①ごみの排出抑制・再資源化計画	4
ア 排出抑制の方法	4
イ 再資源化の方法及び量	5
②収集運搬計画	6
ア 収集・運搬する廃棄物の量	6
イ 収集区域の範囲	6
ウ 収集回数	6
エ 収集の方法	6
オ 中継施設の概要	6
③中間処理計画	7
ア 処理施設の概要	7
イ その他の処分概要	7
ウ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量	8
エ 残渣の量及び処分方法	8
④最終処分計画	10
⑤その他	10
ア 住民に対する広報・啓発活動	9
【2】生活排水処理実施計画	11
①生活排水処理計画	11
②し尿・汚泥の処理計画	11
③その他	11
ア 住民に対する広報・啓発活動	11

1 一般廃棄物の排出量計画

種類		量	単位
ごみ	家庭系ごみ	可燃ごみ	1,605
		不燃ごみ（大型ごみ含む）	408
		小計	2,013
	事業系ごみ	可燃ごみ	452
		不燃ごみ	21
		小計	473
	小動物死体		2
	合計		2,488
し尿	し尿		1,290
	浄化槽汚泥		1,736
	合計		3,026
備考	①家庭系ごみには、学校公園等公共施設から排出されるごみが含まれる。 ②事業系ごみには、町管理道路等と京都府管理河川・道路の除草ごみ等が含まれる。 ③不燃ごみには土砂類が含まれる。		

資源ごみ		量	単位
容器包装物	缶類	21	t /年
	びん類	44	
	紙パック	1	
	ペットボトル	27	
	プラスチック製容器包装物	78	
	小計	171	
剪定枝		3	
集団回収	段ボール・古紙・古布	300	
	紙パック	1	
	缶類	4	
	小計	305	
廃乾電池		2	
魚腸骨（魚アラ類）		8	
ペットボトルキャップ		0.5	
廃蛍光管		0.1	
スプレー缶		4.0	
小型家電		1	
廃食用油		2,100	kg/年
充電電池・ボタン電池		10	kg/年
排水銀製品		1	
インクカートリッジ		6	
備考	①剪定枝には、町搬入（公共施設等）分と自己搬入分が含まれ、自己搬入分には、町管理道路等ごみと京都府土木事務所排出分が含まれる。 ②集団回収分は自治会等と契約した古紙回収業者が回収する。 ③魚腸骨（魚アラ）は町が指定する一般廃棄物再生利用業者が回収し京都市魚アラ中継施設へ搬入後、再商品化される。 ④廃乾電池及びスプレー缶は可燃ごみとともに収集する。 ⑤ペットボトルキャップは直接リサイクル業者へ搬入する。 ⑥廃食用油はバイオディーゼル燃料製造業者へ引き渡す。 ⑦充電電池類、インクカートリッジはリサイクル事業者へ引き渡す。 ⑧排水銀製品は城南衛生管理組合へ搬入する。		

2 一般廃棄物の処理主体

【1】ごみ

種類		区分	収集運搬	中間処理		最終処分	その他		備考
				破碎処理	焼却処理	埋立処分	売却	自家処理	
家庭系ごみ	可燃ごみ		宇治田原町（直営・委託） 排出者（自己搬入）	—	城南衛生 管理組合	城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス	業者	—	
	不燃ごみ（大型ごみ含む）		宇治田原町（直営・委託） 排出者（自己搬入）	城南衛生 管理組合	城南衛生 管理組合	城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス 宇治廃棄物処理公社	業者	—	
事業系ごみ	可燃ごみ		許可業者 排出者（自己搬入）	—	城南衛生 管理組合	大阪湾フェニックス	業者	—	
	不燃ごみ		許可業者 排出者（自己搬入）	城南衛生 管理組合	城南衛生 管理組合	城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス 宇治廃棄物処理公社	業者	—	
学校公園等公共ごみ			宇治田原町 （直営・委託）	城南衛生 管理組合	城南衛生 管理組合	城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス 宇治廃棄物処理公社	業者	—	
京都府管理河川・道路ごみ			排出者 （自己搬入）						
小動物			宇治田原町 （直営）	—	城南衛生 管理組合	城南衛生 管理組合	—	—	

種類			区分	処理主体	搬入先	選別等中間処理	保管	引取	売却	自己処理
資源ごみ	容器包装廃棄物	缶 類 びん 類 ペットボトル 紙パック プラスチック製容器包装		宇治田原町（直営・委託）	城南衛生管理組合 （一部授産施設等）	城南衛生管理組合 （一部授産施設等）	城南衛生管理組合 （一部授産施設等）	指定法人 業者	業者	—
	剪定枝			宇治田原町（直営） 許可業者 排出者（自己搬入）	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合	—	事業者 住民	—
	廃乾電池			宇治田原町（直営・委託）	城南衛生管理組合	業者	城南衛生管理組合	業者	—	—
	堆肥団 化回 等取	古紙（段ボール含む） ・古布類・アルミ缶 生ごみ		団 体 個人（各世帯）	—	—	—	業者 （古紙・古布類・ アルミ缶）	業者 （古紙・古布類・ アルミ缶）	個人 （生ごみ）
	廃食用油			宇治田原町（直営） 団 体	—	—	—	業者	—	—
	魚腸骨（魚アラ類）			排出者 （収集運搬/再生利用業指定業者）	京都市魚アラ中継施設	業者	京都市	業者	業者	—
	小型家電			宇治田原町（直営）	城南衛生管理組合	業者	城南衛生管理組合	業者	—	—
	充電池・ボタン電池 インクカートリッジ			宇治田原町（直営）	—	—	—	業者	—	—
	排水銀製品				城南衛生管理組合	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合			

【2】し 尿

区分 種類	収集運搬		前処理等	収集区域 の範囲	収集回数	収集方法	下水道排水	中間処理	最終処分
			し尿関係施設					焼却処分	埋立処分
し 尿	城南衛生管理組合	城南環境事業協同組合	城南衛生管理組合	町内全域	1回/20日 (概ね)	個別収集 ①「溜式水洗便所」は収集対象外 ②収集車と収集口までの距離が60m以上ある場合は収集不可能	八幡市公共下水道	城南衛生管理組合 (前処理後のし渣等)	城南衛生管理組合 (槽清掃時の土砂等) 大阪湾フェニックス (中間処理後の焼却灰等)
浄化槽汚泥	城南衛生業者管理組合許	(株)木下商事 (有)堂坂ジェットクリーナー工業 (有)城陽環境開発 (株)城南開発興業 (有)池田清掃 (有)古川商事	城南衛生管理組合	町内全域	-	-	八幡市公共下水道	城南衛生管理組合 (前処理後のし渣等)	城南衛生管理組合 (槽清掃時の土砂等) 大阪湾フェニックス (中間処理後の焼却灰等)

3 処理計画

【1】ごみ処理実施計画

①ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

種 類		排出抑制の方法	備考
家庭系ごみ	可燃ごみ	・町広報紙、町ホームページ及びチラシによる 3 R 推進の啓発 ・環のくらし地域活動促進事業（再生資源集団回収補助）による紙ごみの減量・再資源化の推進 ・「紙ごみリサイクルの完全実施」による再生可能な古紙類の再資源化の推進・徹底 ・家庭用資源有効利用設備設置補助制度により生ごみ処理容器等設置数の増加を図り、生ごみの減量・再資源化を推進 ・廃食油回収事業による減量・再資源化の推進 ・家庭ごみ透明袋化により、一層の分別の徹底を図り、ごみの減量・再資源化を推進 ・「ごみの出し方ハンドブック」の作成・配布	
	不燃ごみ (大型ごみ)	・町広報紙、町ホームページ及びチラシによる 3 R 推進の啓発 ・容器包装廃棄物の分別の徹底 ・家庭ごみ透明袋化により、一層の分別の徹底を図り、ごみの減量・再資源化を推進 ・大型ごみの事前申し込みによる収集と排出個数の制限で発生量を抑制する	
事業系ごみ	可燃ごみ	・広報紙等による 3 R 推進の啓発 ・一般廃棄物収集運搬許可業者に対する適正な分別収集にかかる指導	
	不燃ごみ		

イ 再資源化の方法及び量

種 類		再資源化の方法、再資源化促進の方法	量	搬入先等
(1) 容器包装廃棄物	缶 類	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	21 t /年	城南衛生管理組合
	びん類		44 t /年	城南衛生管理組合
	ペットボトル		27 t /年	城南衛生管理組合
	紙パック		1 t /年	城南衛生管理組合
	プラスチック製容器包装		78 t /年	城南衛生管理組合
(2) 剪定枝		—	3 t /年	城南衛生管理組合
(3) 古紙（段ボール含む）・古布		環のくらし地域活動促進事業（再生資源集団回収補助（5円/kg、新聞・雑誌・段ボール・古布・紙パック））、団体ごとに業者引き渡し	300 t /年	古紙再生業者等
(4) 紙パック			1 t /年	
(5) 缶類		団体ごとに業者引き渡し	4 t /年	
(6) 廃乾電池・スプレー缶		可燃ごみ収集時に別途収集	6 t /年	城南衛生管理組合
(7) 魚腸骨（魚アラ類）		民間事業者による飼料化	8 t /年	京都市魚アラ中継施設
(8) ペットボトルキャップ		拠点回収し業者に引き渡し	0.5 t /年	業者リサイクル施設
(9) 廃蛍光管（公共施設分）		—	0.1 t /年	城南衛生管理組合
(10) 小型家電（家庭系パソコン含む）		拠点回収し小型家電リサイクル法に基づく処理	1 t /年	城南衛生管理組合
(11) 廃食油		拠点回収し業者に引き渡し	2,100 l /年	リサイクル業者
(12) 生ごみ		家庭用資源有効利用設備設置補助制度（購入額の1/2補助、上限20,000円）	0 t /年	自家処理
(13) 充電電池・ボタン電池		拠点回収し業者に引き渡し	10 kg/年	リサイクル業者
(14) 排水銀製品		拠点回収し城南衛生管理組合に搬入	1 kg/年	城南衛生管理組合
(15) インクカートリッジ		拠点回収し業者に引き渡し	6 kg/年	リサイクル業者

②収集運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量、イ 収集区域の範囲、ウ 収集回数、エ 収集の方法

(1)家庭系ごみ

種 類		処理主体	収集区域	収集回数	収集の方法	量	備 考
可燃ごみ		宇治田原町 (直営・委託)	宇治田原町全域	2 回／週	ステーション方式	1,605 t /年	量には学校公園等公共ごみ量含む
不燃ごみ		宇治田原町 (委託)	宇治田原町全域	1 回／週 (大型は2回/月)	ステーション方式	408 t /年	量には大型、学校公園等公共ごみ量含む 大型は事前申し込みにより不燃ごみと同時 収集
大型ごみ							
資源 ごみ	缶類	宇治田原町 (直営・委託)	宇治田原町全域	2 回／月	ステーション方式	21 t /年	
	びん類	宇治田原町 (委託)	宇治田原町全域	2 回／月	ステーション方式	44 t /年	
	ペットボトル	宇治田原町 (委託)	宇治田原町全域	2 回／月	ステーション方式	27 t /年	
	紙パック	宇治田原町 (委託)	宇治田原町全域	1 回／月	ステーション方式	1 t /年	
	プラスチック製容器包装物	宇治田原町 (委託)	宇治田原町全域	1 回／週	ステーション方式	78 t /年	
	廃乾電池・スプレー缶	宇治田原町 (直営・委託)	宇治田原町全域	2 回／週	ステーション方式	6 t /年	可燃ごみと同時収集
	ペットボトルキャップ	宇治田原町 (直営)	宇治田原町全域	随時	拠点回収	0.5 t /年	公共施設、各区公民館で回収
	廃食用油	宇治田原町 (直営)	宇治田原町全域	随時	拠点回収	2,100 kl/年	各区公民館で回収
	小型家電（家庭系パソコン含む）	宇治田原町 (直営)	宇治田原町全域	随時	拠点回収	1 t /年	役場、総合文化センターで回収
	充電電池・ボタン電池、廃水銀製品、インクカートリッジ	宇治田原町 (直営)	宇治田原町全域	随時	拠点回収	17 kg/年	役場で回収

(2)事業系ごみ

種 類		処理主体	収集区域	収集回数	収集の方法	量	備 考
可燃ごみ		排出者 許可業者	宇治田原町全域	随時	自己搬入 許可業者による収集	452 t/年	
不燃ごみ		排出者 許可業者	宇治田原町全域	随時	自己搬入 許可業者による収集	21 t/年	

(3)その他ごみ

種 類		処理主体	収集区域	収集回数	収集の方法	量	備 考
町管理道路等ごみ、京都府管理河川・道路ごみ(可燃ごみ)		排出者	宇治田原町全域	随時	自己搬入	21 t/年	

オ 中継施設の概要

該当なし

③中間処理計画

ア 処理施設の概要

中間処理施設

	焼却		破砕	資源化	
処理主体	城南衛生管理組合		城南衛生管理組合	城南衛生管理組合	
施設名	クリーン 2 1 長谷山	小動物焼却施設	リサイクルセンター長谷山	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270
形式	全連続燃焼式	台車付直情再燃焼式	二軸低速回転式 堅型高速回転式	-	-
処理能力	240t/日	100kg/回・2H	60t/日	46t/日	17t/日
備考	発電出力4,900kw				

イ その他の処分概要

種類	搬入者	処分方法	量 (t/年)
破砕選別物 (不燃)等	城南衛生管理組合委託業者	宇治廃棄物処理公社	3,380
焼却残渣	城南衛生管理組合委託業者	大阪湾フェニックス	9,374

ウ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量、エ 残渣の量及び処分方法

(1) 可燃ごみ

処理区分	収集・運搬			中間処理		最終処分	
	処理主体	搬入量	搬入先	焼却	残渣量	埋立	処分量
家庭系 (学校公園等公共ごみ含む)	宇治田原町	1,605t	城南衛生管理組合	クリーン２１長谷山	197t	大阪湾フェニックス	197t
事業系 (府・町管理道路、河川ごみ等含む)	排出者 許可業者	397t	城南衛生管理組合	クリーン２１長谷山	49t	大阪湾フェニックス	49t
小動物死体	宇治田原町 許可業者	2t	城南衛生管理組合	小動物焼却施設	0t		

(2) 不燃ごみ

処理区分	収集・運搬			中間処理		
	処理主体	搬入量	搬入先	破碎	残渣量	処分方法
家庭系 (大型ごみ、スプレー缶含む)	宇治田原町	408t	城南衛生管理組合	リサイクルセンター長谷山	395t	焼却 240t 埋立 131t 売却 24t
事業系 (府・町管理道路、河川ごみ等含む)	排出者 許可業者	21t	城南衛生管理組合	リサイクルセンター長谷山	20t	焼却 12t 埋立 7t 売却 1t

処理区分	中間処理			最終処分	
	焼却	搬入量	残渣量	埋立	処分量
家庭系	クリーン２１長谷山	240t	29t	大阪湾フェニックス	160t
事業系	クリーン２１長谷山	13t	2t	大阪湾フェニックス	9t

(3)資源ごみ

(単位：t)

区分 種類	収 集 運 搬			中 間 処 理					処分方法及び量 再資源化の方法		
	処理主体	搬入量	搬入先の内訳量	処理主体及び施設	搬入量	分別基準 適合物	他資源化量及 び搬出先	残渣量及び搬 出先	売却	指定法人	その他
缶 類	宇治田原町	21	城南衛生管理組合 21	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山	21	スチール 8 アルミ 11		焼却 1 破砕 6 埋立 1 再資源化 17	スチール 8 アルミ 11		
びん類	宇治田原町	44	城南衛生管理組合 44	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山	44	無色 11 茶色 9 その他色 5			無色 11 茶色 9	その他色 5	
ペットボトル	宇治田原町	27	城南衛生管理組合 27	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山	27	ペットボトル 24	業者 0 (キャップ・袋類)		ペットボトル 24 キャップ 0		袋類 0
紙パック	宇治田原町	1	城南衛生管理組合 1	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山	1	紙パック 1			紙パック 1		
プラスチック製 容器包装	宇治田原町	78	城南衛生管理組合 78	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長 谷山	78	プラスチック製容器包装 57			破砕 2 焼却 18	プラスチック製容器包装 57	

残渣 処理 の 内 容	破砕処理搬入量		破砕処理後の処理量	焼却残渣等の処分	選別後直接埋立量
	缶 類	6	焼却 3	埋立 1	埋立 3
	び ん 類		売却 1		
	ペットボトル		埋立 2		
	紙 パ ッ ク				
	プラスチック製容器包装	2	埋立 3	埋立 2	埋立 0

④最終処分計画

処理主体	城南衛生管理組合
施設名称	グリーンヒル三郷山
所在地	久世郡久御山町佐古梶石 1 - 3
全体面積	59,000㎡
埋立地面積	17,000㎡
全体容積	200,000㎡
残余量（計画年度末）	97,118㎡
埋立計画・方法	サンドイッチ工法
年間埋立量	3,180㎡（内、処分量2,650㎡）
年間覆土量	530㎡

⑤その他

ア 住民に対する広報・啓発活動

広報	・町広報紙を年間 1 2 回発行し、収集日程、注意事項等を掲載 ・町ホームページに収集曜日、注意事項等を掲載
啓発活動	・町広報紙、町ホームページ及びチラシによる啓発 ・ごみステーションへのプレート設置による啓発 ・不適正排出ごみに対する注意文書貼付による啓発

【２】生活排水処理実施計画

①生活排水処理計画

		処理主体	区域	人口(人)
(１)計画区域内人口		—	宇治田原町全域	8,690
(２)水洗化・生活排水処理人口		—	—	7,318
①コミュニティプラント		—	—	—
②合併処理浄化槽		個人等	—	984
③下水道	公 共	宇治田原町	郷之口・荒木・賛田・銘城台・岩山・立川・南・禪定寺・緑苑坂	6,334
	流 域	—	—	—
④農業集落排水施設		—	—	—
(３)水洗化・生活排水未処理(単独浄化槽)人口		個人等	—	683
(４)非水洗化人口		—	—	1,372
①し尿収集		城南衛生管理組合	—	1,372
②自家処理		個人	—	—
(５)計画区域外人口		—	—	—

②し尿・汚泥の処理計画

区分 種類	収 集 運 搬		中 間 処 理				最 終 処 分	
	処理主体	搬入量	し 尿 処 理				埋 立 処 分	
			処理主体及び施設	搬入者別の量	残渣量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者別の量
し 尿	城南衛生管理組合 (委託業者)	1,290 kℓ	城南衛生管理組合 クリーンピア沢 下水道排水 (洛南浄化センター)	1,290 kℓ	1	埋立処分	城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山 大阪湾フェニックス	1
浄化槽汚泥	城南衛生管理組合 (許可業者)	1,736 kℓ	城南衛生管理組合 クリーンピア沢 下水道排水 (洛南浄化センター)	1,736 kℓ	1	埋立処分	城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山 大阪湾フェニックス	1

③その他

ア．住民に対する広報・啓発活動

広報	・町広報紙を年間１２回発行し、し尿収集日程、注意事項、浄化槽の管理方法等を掲載 ・町ホームページにし尿収集手続き、注意事項、浄化槽の管理方法等を掲載
啓発活動	・町広報紙及び町ホームページによる啓発（浄化槽の適正管理、し尿収集手続きなど）